

## 2 新型コロナウイルス感染症対策

### 国への提案事項

#### 1 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた支援

- 新たな変異株の発生や冬の流行などによる、感染拡大に備えて、医療の提供や受診相談などの必要となる費用について、十分かつ確実な財政措置を講じること。

#### 2 新興感染症に備えた医療提供体制の整備に係る支援

- 新興感染症発生・まん延時において実効性のある医療提供体制を構築するため、改正感染症法に基づく医療措置協定の締結に際し、医療機関等の体制整備に必要な財政支援を行うこと。

【提案先省庁：厚生労働省】

### 現状／広島県の取組

- 本県では、新型コロナ医療の「移行計画」を定め、外来対応医療機関の拡大、確保病床によらない形での入院患者の受入れを進めてきたところであり、国は、10月以降も病床確保や相談窓口等に対する補助を継続することとした。
- 改正感染症法に基づく医療措置協定の締結に向けて、医療機関等に事前調査を行い、協定締結の意向や提供可能な医療の内容等を確認した。（令和5年9月取りまとめ）

### 課題

- 新型コロナ対応に十分な財政措置が講じられない場合、適切な医療提供等ができなくなるおそれがある。
- 医療措置協定に係る県の事前調査では、およそ半数の医療機関が個人防護具の備蓄保管場所を確保できないとするなど、新興感染症に備えた医療提供体制の整備に課題がある。  
※ 都道府県に策定が義務付けられる「予防計画」の目標について、国は「協定締結医療機関の8割以上が個人防護具を2か月分以上備蓄すること」を求めている。

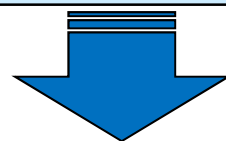
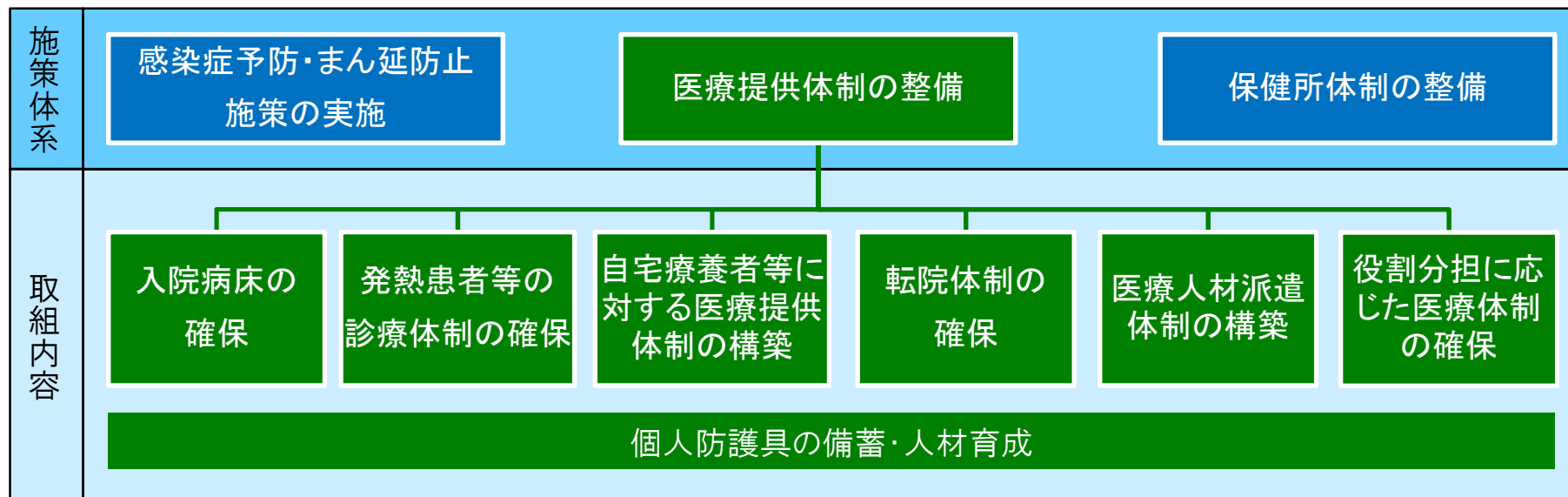
## 2 新型コロナウイルス感染症対策

### 新興感染症対応

新興感染症発生・まん延時において実効性のある医療提供体制を構築するため、

- 「広島県感染症予防計画」を策定。新興感染症対応に関して、体制整備に関する数値目標を明記する。
- 各医療機関と医療措置協定を締結し、感染症発生・まん延時は協定に基づいた医療を提供する。

【広島県感染症予防計画(新興感染症対応)】



平時から各医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)と協定を締結